

奈良市公報

第87号

令和5年1月4日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
12 9	58	奈良市公報号外第28号に掲載	人事課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
12 1	609	地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧	土木管理課
12 1	610	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
12 1	611	令和4年奈良市告示第218号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
12 1	612	令和4年奈良市告示第497号（インフルエンザ予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
12 1	613	財政状況の公表	財政課
12 1	614	公営企業の業務状況の公表	財政課
12 2	615	令和4年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書の公示送達	福祉医療課
12 2	616	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
12 7	617	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
12 7	618	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
12 7	619	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
12 7	620	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（更新）	障がい福祉課
12 7	621	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
12 7	622	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の廃止	障がい福祉課
12 7	623	令和4年度市県民税過誤納金還付（充当）通知書の公示送達	納税課
12 8	624	住居番号の設定	市民課
12 8	625	住居番号の変更	市民課
12 8	626	住居番号の変更	市民課

12	9	627	奈良農業振興地域整備計画の変更案の公衆縦覧	農政課
12	9	628	令和4年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書の公示送達	福祉医療課
12	9	629	令和4年度国民健康保険料決定通知書の公示送達	国保年金課
12	9	630	奈良市公報号外第28号に掲載	介護福祉課
12	9	631	奈良市公報号外第28号に掲載	介護福祉課
12	12	632	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
12	12	633	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
12	12	634	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
12	12	635	放置自転車等の保管	環境政策課
12	12	636	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の辞退の届出	保護課
12	12	637	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
12	14	638	農用地利用集積計画の決定	農政課
12	15	639	放置自転車等の処分	環境政策課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
12	1	56	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
12	2	24	奈良市公報号外第28号に掲載	企業総務課
12	12	25	奈良市公報号外第28号に掲載	企業総務課
12	12	57	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課
消 防				
月	日	番号	件 名	主 管
12	7	2	奈良市火災予防条例第54条の2第1項に規定する指定催しの指定	総務課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
12	14	18	定例教育委員会の開催	教育政策課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
12	1	30	選挙権を有する者の50分の1の数等	

告 示

奈良市告示第609号

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和4年12月1日

奈良市長 仲川元庸

1 閲覧対象地域

奈良市百楽園一丁目、百楽園二丁目、百楽園三丁目、百楽園四丁目、百楽園五丁目

2 閲覧期間

令和4年12月2日から同年12月22日まで

※閲覧開催日は奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。ただし、12月3日及び12月4日は開催する。

3 閲覧時間

9時30分から12時まで及び13時から16時30分まで

4 閲覧場所

①令和4年12月2日から同月4日まで

奈良市学園南三丁目1番5号 奈良市西部会館4階 第1・第2会議室

②令和4年12月5日から同月22日まで

奈良市学園南三丁目1番5号 奈良市西部会館2階

5 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。

(令和4年12月1日掲示済)

奈良市告示第610号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年12月1日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
悠（はるか）	奈良県奈良市藤ノ木台一丁目8番28-101号	居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自）	令和4年 10月1日
一般社団法人 もっくる	奈良県奈良市藤ノ木台一丁目8番28-101号		
ケアプランセンター 佐紀	奈良県奈良市佐紀町2412番地の1アイリスハイツ2号館1階	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和4年 10月1日
株式会社和	奈良県奈良市佐紀町2412番地の1アイリスハイツ2号館1階		
機能訓練デイサービス 壮寿リハトレ広場 II番館	奈良県奈良市南京終町一丁目154番地の6 1階	地域密着型通所介護 通所型サービス（独自）	令和4年 10月1日
株式会社壮寿	奈良県奈良市南京終町一丁目154番地の6		

なら家庭医療クリニック	佐々木 貫太郎	紀寺町416番地1	81-8882
-------------	---------	-----------	---------

」

ならまちリハビリテーション病院	有田 憲生	杉ヶ町57-1	20-3700
-----------------	-------	---------	---------

を

」

ならまちリハビリテーション病院	平林 伸治	杉ヶ町57-1	20-3700
-----------------	-------	---------	---------

に改める。

」

(令和4年12月1日掲示済)

奈良市告示第613号

奈良市財政状況の公表に関する条例（昭和61年奈良市条例第2号）の規定により、令和4年9月30日現在の本市の財政状況及び令和3年度の決算の状況を次のとおり公表する。

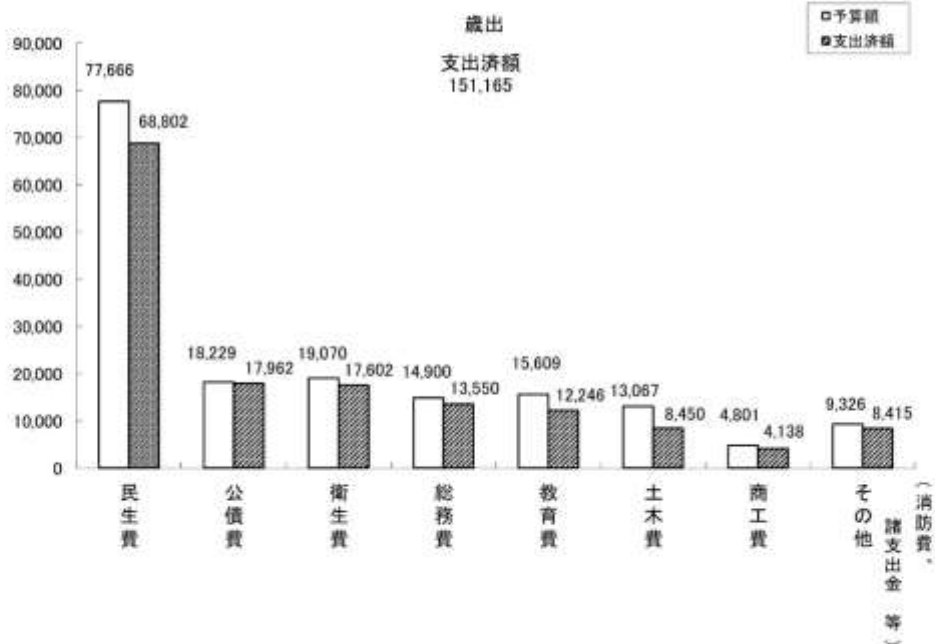
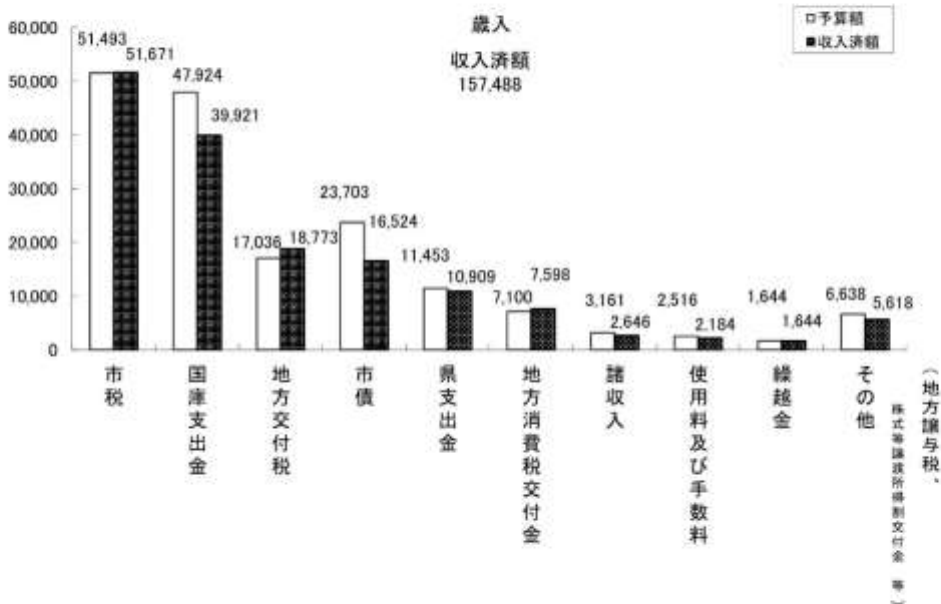
令和4年12月1日

奈良市長 仲川 元庸

1. 令和3年度 一般会計決算の状況

予算額 172,668 百万円

[令和3年度決算]
(単位:百万円)



2. 令和3年度 特別会計決算の状況

[令和3年度決算]

(単位:百万円)

会計	予算額	収入済額	支出済額
住宅新築資金等貸付金特別会計	544	543	543
国民健康保険特別会計	36,665	36,396	36,337
土地区画整理事業特別会計	1,730	1,544	1,379
介護保険特別会計	34,475	34,570	33,714
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	30	68	6
後期高齢者医療特別会計	7,153	6,856	6,837

3. 令和3年度 公営企業会計決算の状況

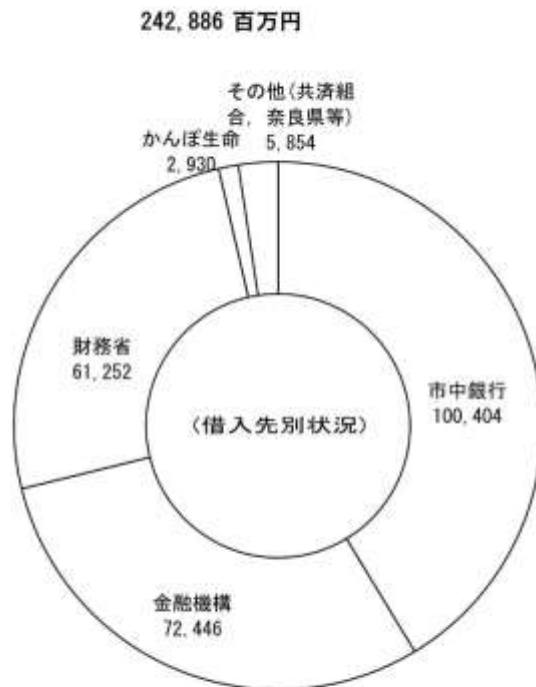
[令和3年度決算]

(単位:百万円)

会計	項目	収益的収支		資本的収支	
		収入	支出	収入	支出
病院事業会計	予算額	2,572	2,617	184	184
	実績額	2,397	2,442	184	184
水道事業会計	予算額	9,463	8,726	4,140	7,359
	実績額	9,518	8,196	1,638	4,584
下水道事業会計	予算額	8,557	8,351	3,305	5,136
	実績額	8,694	8,034	2,367	4,496

4. 市債の現在高

[令和4年9月30日現在]
(単位:百万円)



5. 一時借入金の状況

[令和4年9月30日現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

6. 長期借入金の状況

[令和4年9月30日現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

7. 市有財産の状況

[令和4年9月30日現在]

土地	7,265 千㎡
建物	1,124 千㎡
有価証券、出資による権利及び債権	1,376 百万円
基金	18,734 百万円

8. 人口等

[令和4年9月30日現在]

人口	352,045 人
世帯数	166,898 世帯
面積	277 Km ²

2. 令和4年度 特別会計予算執行の状況

[令和4年9月30日現在]
(単位:百万円)

会 計	予 算 額	収 入 済 額	支 出 済 額
住宅新築資金等貸付金特別会計	8	3	7
国民健康保険特別会計	36,737	14,929	14,168
土地区画整理事業特別会計	1,320	196	391
介護保険特別会計	35,399	14,355	14,324
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	41	74	9
後期高齢者医療特別会計	7,870	2,455	2,275

3. 令和4年度 公営企業会計予算執行の状況

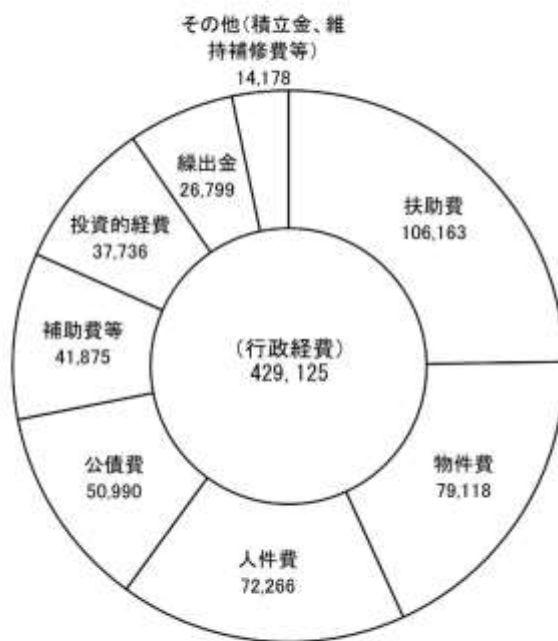
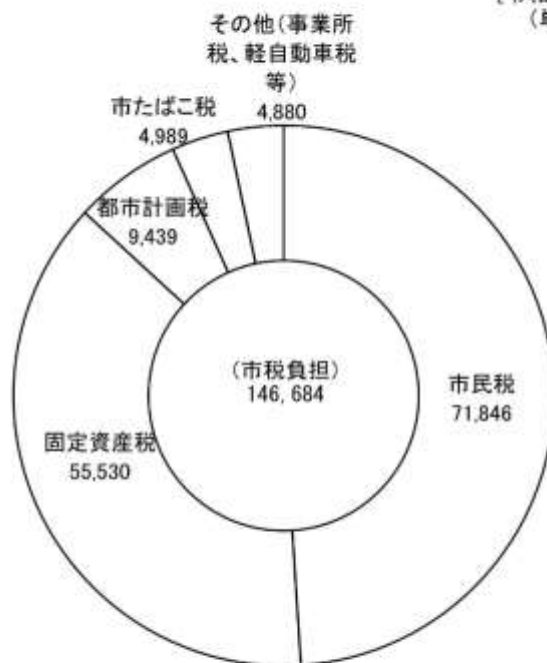
[令和4年9月30日現在]

(単位:百万円)

会 計	項 目	収益的収支		資本的収支	
		収入	支出	収入	支出
病院事業会計	予算額	2,523	2,588	184	184
	実績額	512	489	92	92
水道事業会計	予算額	9,520	9,144	3,169	5,854
	実績額	3,876	3,145	121	873
下水道事業会計	予算額	8,698	8,364	3,068	5,122
	実績額	3,851	3,610	283	1,794

4. 市民1人当たりの状況（一般会計）

[令和3年度決算]
(単位：円)



(令和4年12月1日揭示済)

奈良市告示第614号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和4年4月1日から令和4年9月30日までの間における奈良市公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

令和4年12月1日

奈良市長 仲川元庸

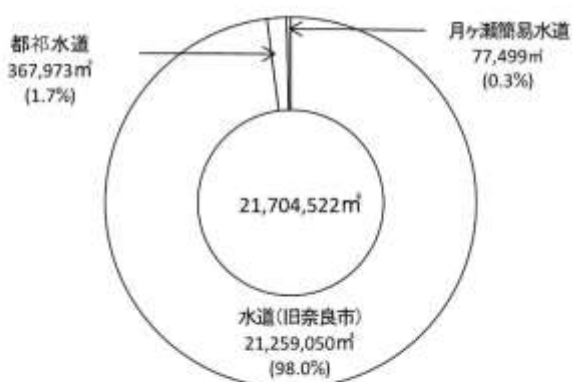
令和4年度上半期奈良市水道事業説明書
(令和4年4月1日～令和4年9月30日)

1. 事業の概要

(1) 業務について

区 分	令和4年度上半期	令和3年度上半期	増 減	伸び率
給 水 人 口	350,926人	352,420人	△ 1,494人	△0.42%
給 水 戸 数	177,588戸	176,494戸	1,094戸	0.62%
給 水 量	21,704,522m ³	21,628,611m ³	75,911m ³	0.35%
1 日 最 大 給 水 量	125,704m ³	125,887m ³	△ 183m ³	△0.15%
1 日 平 均 給 水 量	117,959m ³	117,547m ³	412m ³	0.35%
1 人 1 日 最 大 給 水 量	358ℓ	357ℓ	1ℓ	0.28%
1 人 1 日 平 均 給 水 量	336ℓ	334ℓ	2ℓ	0.60%

(2) 事業別給水量



(3) 投資的事業について

奈良市水道事業中長期計画等に基づき事業を実施しており、主なものは次のとおりです。

ア. 施設の更新

浄水関係の老朽化した施設の更新として、濁度・色度計新規設置及び更新工事他2件を施行しました。現在、令和2年度からの3か年継続事業で奈良市奈良阪町地内他76箇所緑ヶ丘浄水場中央監視制御システム更新工事及びその他7件を施行中です。

イ. 配水管の更新

老朽化した配水管を更新するため、奈良市登美ヶ丘三丁目～中登美ヶ丘一丁目地内口径200～75耗配水支管改良工事他3件(807m)を施行し、出水不良解消及び安定給水を図りました。

現在、奈良市西登美ヶ丘一丁目～西登美ヶ丘二丁目地内他1箇所口径150～50耗配水支管改良工事他7件を施行中です。

ウ. 東部地域水道施設再整備事業

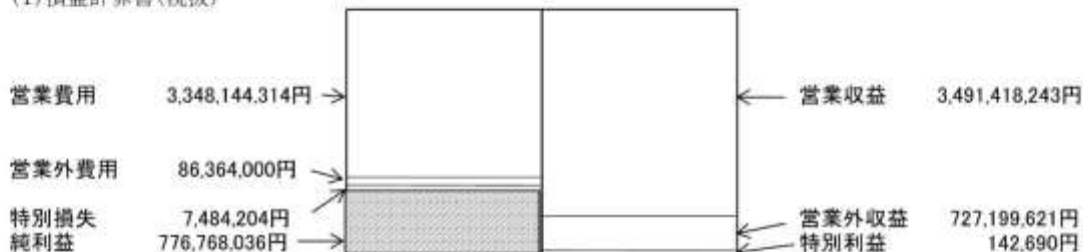
東部地域(田簡易水道区域含む)における施設の老朽化、施設規模の妥当性等の懸念解消を目的とした東部地域水道施設再整備計画に基づき、奈良市小倉町地内口径150耗送・配水支管布設工事他1件(762m)を施行しました。

現在、奈良市都祁友田町～都祁白石町地内他1箇所口径150耗配水支管布設工事を施行中です。

2. 財政の状況

水道料金収入は予算に対し増収となる見込みであり、また業務の改善や経費の節減により、収益的収支は黒字決算となる見込みです。確保した利益は、今後も増加する老朽施設の更新財源として活用することで、計画的な建設改良事業の施行に努め、安心して安全な水道を供給してまいります。

(1) 損益計算書(税抜)



(2) 貸借対照表



3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業収益	9,520,000,000	3,876,052,182	3,876,052,182	5,643,947,818
1 営業収益	7,698,313,000	3,248,981,028	3,248,981,028	4,449,331,972
2 営業外収益	1,821,672,000	626,914,455	626,914,455	1,194,757,545
3 特別利益	15,000	156,699	156,699	△ 141,699

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業費用	9,144,000,000	3,144,509,530	3,144,509,530	5,999,490,470
1 営業費用	8,671,842,000	3,053,441,386	3,053,441,386	5,618,400,614
2 営業外費用	452,638,000	83,142,774	83,142,774	369,495,226
3 特別損失	9,520,000	7,925,370	7,925,370	1,594,630
4 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

(イ)資本的收入及び支出
収入

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 収 入	3,169,218,000	121,349,100	121,349,100	3,047,868,900
1 企業債	2,443,900,000	0	0	2,443,900,000
2 固定資産売却代金	2,779,000	733,000	733,000	2,046,000
3 補助金	188,136,000	0	0	188,136,000
4 負担金	255,093,000	4,131,600	4,131,600	250,961,400
5 分担金	279,310,000	116,484,500	116,484,500	162,825,500

支出

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 支 出	5,854,183,900	873,115,462	873,115,462	4,981,068,438
1 建設改良費	4,675,151,900	310,117,608	310,117,608	4,365,034,292
2 固定資産取得費	46,887,000	4,741,175	4,741,175	42,145,825
3 企業債償還金	1,122,145,000	558,256,679	558,256,679	563,888,321
4 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

(2) 令和4年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳		水道事業(円)
発行総額		27,664,700,000
償還高	上半期償還高	558,256,679
	償還高累計	14,519,922,327
未償還残高		13,144,777,673

令和4年度上半期奈良市下水道事業説明書
(令和4年4月1日～令和4年9月30日)

1.事業の概要

(1)業務について

区 分	令和4年度上半期	令和3年度上半期	増 減	伸び率
有 収 水 量	17,891,294 ^m ₃	18,138,927 ^m ₃	△ 247,633 ^m ₃	△1.37%

(2)投資的事業について

主なものは次のとおりです。

ア.普及促進事業

公共下水道の普及促進や環境改善のため、公共下水道築造工事3件(561m)と公共下水道築造工事に伴う試掘工事を1件施行しました。現在、5件の公共下水道築造工事及び1件の設計業務委託を施行中です。

イ.管渠改良事業

老朽化した下水道管渠による事故や機能停止を未然に防ぐため、下水道ストックマネジメント計画支援制度による国庫補助金を活用して、人孔鉄蓋布設替工事(87箇所)、1件の公共下水道移設工事、1件の公共下水道築造工事に伴う実施設計業務委託、1件の管渠改築工事に伴う管更生材料単価特別調査委託を施行しました。その他2件の公共下水道移設工事、1件の管渠改築工事に伴う詳細設計業務委託、1件の流量計更新工事を施行中です。

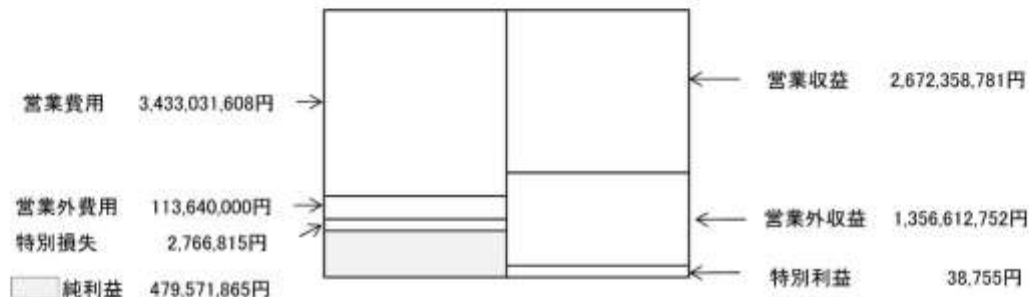
ウ.処理場建設改良事業

老朽化した下水道処理施設の事故や機能停止を未然に防ぐため、月ヶ瀬浄化センター汚泥脱水設備更新工事、青山清水園受変電設備部分更新工事、平城浄化センター屋上防水更新工事に伴う設計業務委託を施行中です。

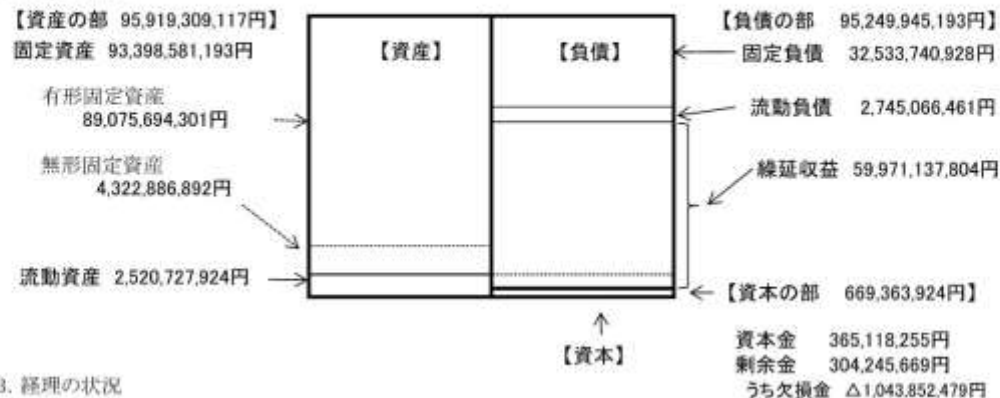
2. 財政の状況

奈良市下水道事業は、有収水量の減少が見込まれるものの、黒字決算となる見込みです。また、令和3年度においても純利益を計上し一部累積欠損金を解消したものの、未だ多額の累積欠損金が残っており、厳しい経営状況ではありますが、下半期においても、企業努力を重ね、計画的な建設改良事業の施行に努め、市民生活を支えるライフラインの構築と維持に努めてまいります。

(1) 損益計算書(税抜)



(2) 貸借対照表



3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市下水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
下水道事業収益	8,698,000,000	4,274,604,123	4,274,604,123	4,423,395,877
1 営業収益	5,914,374,000	2,917,948,783	2,917,948,783	2,996,425,217
2 営業外収益	2,783,618,000	1,356,612,752	1,356,612,752	1,427,005,248
3 特別利益	8,000	42,588	42,588	△ 34,588

支出

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
下水道事業費用	8,364,000,000	3,610,376,236	3,610,376,236	4,753,623,764
1 営業費用	7,876,083,000	3,489,929,637	3,489,929,637	4,386,153,363
2 営業外費用	479,029,000	117,403,213	117,403,213	361,625,787
3 特別損失	3,888,000	3,043,386	3,043,386	844,614
4 予備費	5,000,000	0	0	5,000,000

(イ) 資本的收入及び支出
収入

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 収 入	3,068,352,000	282,904,780	282,904,780	2,785,447,220
1 企業債	2,062,000,000	0	0	2,062,000,000
2 他会計補助金	564,467,000	282,233,500	282,233,500	282,233,500
3 国庫補助金及び交付金	395,877,000	0	0	395,877,000
4 県補助金	5,053,000	0	0	5,053,000
5 負担金等	40,955,000	671,280	671,280	40,283,720

支出

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 支 出	5,122,000,000	1,794,379,982	1,794,379,982	3,327,620,018
1 建設改良費	1,693,753,000	87,789,121	87,789,121	1,605,963,879
2 固定資産取得費	1,165,000	0	0	1,165,000
3 企業債償還金	3,427,082,000	1,706,590,861	1,706,590,861	1,720,491,139

(2) 令和4年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳		下水道事業(円)
発行総額		75,629,000,000
償還高	上半期償還高	1,706,590,861
	償還高累計	41,447,431,381
未償還残高		34,181,568,619

令和4年度上半期 奈良市病院事業 報告書
(令和4年4月1日～令和4年9月30日)

1. 事業の概況

令和4年度上半期の病院事業の概況を報告いたします。

1-1 市立奈良病院

市立奈良病院は、開院から17年10箇月が経過し、市民に信頼される病院として、市民が安心して暮らせる医療体制づくりに努めてまいりました。

診療機能については、年度当初に医師・看護師らを増員し、診療体制の強化を図りました。

業務量につきましては、入院延べ患者数50,162人、外来延べ患者数95,481人、合計145,643人となりました。

収益的収支の状況であります。収入総額は511,832,884円となっております。一方、支出総額は488,550,961円となっております。

次に、資本的収支の状況であります。収入総額は92,147,310円となっております。一方、支出総額は92,023,530円となっております。

今後も、地域の関係機関との連携を進め、より良い医療サービスの提供に努めることにより、市民に信頼され、愛される病院を目指してまいります。

1-2 奈良市立看護専門学校

市内において看護師が不足している状況の解決を図るため、市立看護専門学校を設置し、看護師の養成を行っています。

課程は3年の医療専門課程、学生の定員は1学年40名、合計120名で、令和4年4月に第10期として41名の学生が入学し、令和4年9月末における学生数は第1学年41名、第2学年38名、第3学年34名の合計113名となりました。看護専門職として社会に貢献できる人材となるため、看護師としての知識及び技術を学びます。

2. 議会議決事項

令和4年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)(令和4年9月30日議決)

3. 職員に関する事項

医療政策課	職員数 5人
-------	-----------

(令和4年9月30日現在)

4. 業務に関する事項

(1) 入院患者数

稼働日数	4月 30	5月 31	6月 30	7月 31	8月 31	9月 30	合計 183	1日平均	構成比率
内科							0	0.0	0.0%
呼吸器内科	466	485	440	408	442	402	2,643	14.4	5.3%
消化器内科	721	728	824	849	807	821	4,750	26.0	9.5%
循環器内科	655	684	672	593	619	560	3,783	20.7	7.5%
脳神経内科	442	422	308	300	355	291	2,118	11.6	4.2%
血液・腫瘍内科	351	301	283	336	375	433	2,079	11.4	4.1%
心療内科							0	0.0	0.0%
糖尿病・内分泌内科	0	0					0	0.0	0.0%
腎臓内科	302	233	196	174	167	162	1,234	6.7	2.5%
リウマチ・膠原病内科	30	34	26	49	21	14	174	0.9	0.3%
(感染制御内科)	66	28	21	58	88	36	297	1.6	0.6%
呼吸器外科	37	27	53	44	38	50	249	1.4	0.5%
外科・消化器外科	908	906	815	822	605	804	4,860	26.6	9.7%
脳神経外科	543	456	601	476	543	563	3,182	17.4	6.3%
乳腺外科	143	119	73	146	165	240	886	4.8	1.8%
整形外科	1,078	1,085	1,015	1,230	1,357	1,433	7,198	39.3	14.3%
形成外科	152	137	61	90	117	151	708	3.9	1.4%
精神科							0	0.0	0.0%
小児科	139	230	255	410	297	192	1,523	8.3	3.0%
皮膚科	49	101	123	147	121	104	645	3.5	1.3%
泌尿器科	238	295	262	304	189	313	1,601	8.7	3.2%
産婦人科	523	549	461	433	524	549	3,039	16.6	6.0%
眼科	292	205	264	230	234	244	1,469	8.0	3.0%
耳鼻いんこう科	183	180	202	159	173	108	1,005	5.5	2.1%
リハビリテーション科							0	0.0	0.0%
放射線科	3	8	9	6	9	13	48	0.3	0.1%
麻酔科							0	0.0	0.0%
(緩和ケア科)							0	0.0	0.0%
歯科							0	0.0	0.0%
(総合診療科)	1,198	1,083	941	1,166	1,194	1,089	6,671	36.5	13.3%
合計	8,519	8,296	7,905	8,430	8,440	8,572	50,162	274.1	100.0%

※()は院内療養科

(2) 外来患者数

検働日数	4月 25	5月 23	6月 26	7月 25	8月 26	9月 24	合計 149	1日平均	構成比率
内科							0	0.0	0.0%
呼吸器内科	502	487	545	545	582	619	3,280	22.0	3.4%
消化器内科	1,710	1,603	1,773	1,605	1,660	1,783	10,134	68.0	10.6%
循環器内科	1,009	968	1,029	941	1,064	1,027	6,038	40.5	6.3%
脳神経内科	828	767	892	791	827	830	4,935	33.1	5.2%
血液・腫瘍内科	178	170	251	194	231	231	1,255	8.4	1.3%
心療内科	3	2	2	4	1	3	15	0.1	0.0%
糖尿病・内分泌内科	474	443	478	472	476	477	2,820	18.9	3.0%
腎臓内科	358	309	360	325	392	412	2,156	14.6	2.3%
リウマチ・膠原病内科	180	186	190	214	221	199	1,190	8.0	1.2%
(感染制御内科)	97	88	57	253	317	118	930	6.2	1.0%
呼吸器外科	55	53	50	60	54	56	328	2.2	0.3%
外科・消化器外科	695	683	729	657	669	664	4,097	27.5	4.3%
脳神経外科	486	490	379	435	436	412	2,638	17.7	2.8%
乳腺外科	804	801	881	799	828	873	4,986	33.5	5.2%
整形外科	1,613	1,686	1,969	1,849	1,799	1,685	10,601	71.2	11.1%
形成外科	558	587	637	575	743	623	3,723	25.0	3.9%
精神科							0	0.0	0.0%
小児科	504	481	575	661	688	579	3,488	23.4	3.7%
皮膚科	855	886	991	884	982	974	5,572	37.4	5.8%
泌尿器科	621	627	724	618	631	662	3,883	26.1	4.1%
産婦人科	1,022	1,112	1,206	1,065	1,017	1,077	6,499	43.6	6.8%
眼科	847	857	837	834	876	777	5,028	33.7	5.3%
耳鼻いんこう科	700	607	729	610	738	715	4,099	27.5	4.3%
リハビリテーション科							0	0.0	0.0%
放射線科	342	378	252	166	221	210	1,569	10.5	1.6%
麻酔科							0	0.0	0.0%
(緩和ケア科)	2	2	1	2	3	5	15	0.1	0.0%
歯科	0	0	0	11	18	27	56	0.4	0.1%
(総合診療科)	938	879	967	1,114	1,245	1,003	6,146	41.2	6.4%
合計	15,381	15,152	16,504	15,684	16,719	16,041	95,481	640.8	100.0%

※ () は院内療養科

(3) 事業収支に関する事項

収入

科 目	令和4年度上半期	令和3年度上半期	比 較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業収益	511,832,884	513,670,649	-1,837,765	99.6
1 医業収益	58,625,000	70,096,000	-11,471,000	83.6
2 医業外収益	346,716,090	346,557,649	158,441	100.0
3 看護師養成事業収益	103,546,800	97,017,000	6,529,800	106.7
4 特別利益	2,944,994	0	2,944,994	皆増

支出

科 目	令和4年度上半期	令和3年度上半期	比 較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業費用	488,550,961	484,987,390	-6,436,429	98.7
1 医業費用	394,806,594	412,729,537	-17,922,943	95.7
2 医業外費用	233,162	314,158	-80,996	74.2
3 看護師養成事業費用	93,091,105	81,453,495	11,637,610	114.3
4 特別損失	420,100	490,200	-70,100	85.7
5 予備費	0	0	0	-

5 経理の状況

(1) 上半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
病院事業収益	2,522,530,000	511,832,884	511,832,884	2,010,697,116
1 医業収益	58,625,000	58,625,000	58,625,000	0
2 医業外収益	2,295,849,000	346,716,090	346,716,090	1,949,132,910
3 看護師養成事業収益	143,105,000	103,546,800	103,546,800	39,558,200
4 特別利益	24,951,000	2,944,994	2,944,994	22,006,006

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
病院事業費用	2,588,223,000	488,550,961	488,550,961	2,099,672,039
1 医業費用	2,421,043,000	394,806,594	394,806,594	2,026,236,406
2 医業外費用	504,000	233,162	233,162	270,838
3 看護師養成事業費用	143,119,000	93,091,105	93,091,105	50,027,895
4 特別損失	22,057,000	420,100	420,100	21,636,900
5 予備費	1,500,000	0	0	1,500,000

(イ) 資本的収入及び支出

収入

科目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的収入	184,400,000	92,147,310	92,147,310	92,252,690
1 補助金	1,482,000	741,000	741,000	741,000
2 負担金	182,918,000	91,406,310	91,406,310	91,511,690

支出

科目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的支出	184,400,000	92,023,530	92,023,530	92,376,470
1 建設改良費	1,482,000	617,220	617,220	864,780
2 企業債償還金	182,918,000	91,406,310	91,406,310	91,511,690

(2) 令和4年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

企業債

用途内訳	病院事業 (円)	
発行総額	4,555,600,000	
償還高	上半期償還高	91,406,310
	償還高累計	849,719,226
未償還残高	3,705,880,774	

(令和4年12月1日揭示済)

奈良市告示第615号

令和4年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書を送付しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、別紙のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部福祉医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年12月2日

奈良市長 仲川 元庸

別紙省略

(令和4年12月2日揭示済)

奈良市告示第616号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により東笹鉾町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月2日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市東笹鉾町13番地	奈良市東笹鉾町27番地
代表者の氏名 及び住所	紺木 久彌 奈良市東笹鉾町13番地	米田 浩 奈良市東笹鉾町27番地

2 変更の年月日

令和4年10月21日

(令和4年12月2日揭示済)

奈良市告示第617号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和4年12月7日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 令和4年12月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190266	訪問介護	合同会社やまと	奈良県奈良市富雄川西二丁目23-15	介護ステーションやまと	奈良県奈良市富雄川西二丁目23-15
2970190258	訪問介護	株式会社Nextage	奈良県奈良市藤ノ木台三丁目16番6号	アウルケアサービス	奈良県奈良市南永井町64番地の4
2970190282	通所介護・(介護予防)短期入所生活介護	株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティ	東京都港区北青山二丁目7番13号プラセオ青山ビル	奈良京終ケアセンターそよ風	奈良県奈良市南京終町681番地

(令和4年12月7日揭示済)

奈良市告示第 618 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第 85 条第 2 号の規定により公示する。

令和 4 年 12 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 4 年 11 月 30 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970107401	居宅介護支援	株式会社ルピナス	大阪府泉南郡熊取町小谷北一丁目 18 番 32 号	ケアプランセンタールピナス	奈良県奈良市大宮町四丁目 275 番地の 5 森村第 2 ビル 303 号室

(令和 4 年 12 月 7 日掲示済)

奈良市告示第 619 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 4 年 12 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 4 年 12 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910103890	株式会社 Nextage	631-0044	奈良県奈良市藤ノ木台三丁目 16 番 6 号	アウルケアサービス	630-8443	奈良県奈良市南永井町 64 番地の 4	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	令和 10 年 11 月 30 日
2910103908	合同会社 やまと	631-0077	奈良県奈良市富雄川西二丁目 23-15	介護ステーション やまと	631-0077	奈良県奈良市富雄川西二丁目 23-15	居宅介護	令和 10 年 11 月 30 日

(令和 4 年 12 月 7 日掲示済)

奈良市告示第 620 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定（更新）したので、同法第 21 条の 5 の 25 第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 4 年 12 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和 4 年 12 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950100343	合同会社 ふたば	630-8144	奈良県奈良市東九条町 17 番地の 1	児童発達支援・放課後等デイサービス ふた	630-8144	奈良県奈良市東九条町 17 番地の 1	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 10 年 11 月 30 日

			101 号	ば		101 号		
--	--	--	-------	---	--	-------	--	--

(令和 4 年 12 月 7 日 掲示 済)

奈良市告示第 621 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第 51 条第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 4 年 12 月 7 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和 4 年 7 月 31 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102546	株式会社 SHARA	630-8144	奈良県奈良市東九条町 1115 番地の 16	生活介護 SHARA	630-8141	奈良県奈良市南京終町 713-1	生活介護

(令和 4 年 12 月 7 日 掲示 済)

奈良市告示第 622 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者より、同法第 24 条の 32 第 2 項の規定による廃止の届出があったので、同法第 24 条の 37 第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 4 年 12 月 7 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和 4 年 12 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970101354	株式会社 樹輝	630-8133	奈良県奈良市大安寺三丁目 3 番 15 号-105	ケアサポート なずな	630-8133	奈良県奈良市大安寺三丁目 3 番 15 号-105	障害児相談支援

(令和 4 年 12 月 7 日 掲示 済)

奈良市告示第 623 号

令和 4 年度市県民税の過誤納金還付（充当）通知書を送達すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）第 6 条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 4 年 12 月 7 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 送達をすべき文書及び期別

令和 4 年度市県民税過誤納金還付（充当）通知書 1 期分

2 送達を受けるべき者

省略

(令和 4 年 12 月 7 日 掲示 済)

奈良市告示第 624 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21 号）第 3 条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 4 年 12 月 8 日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
学園南三丁目8番10号	五条二丁目6番13号	藤ノ木台三丁目19番18号
若葉台一丁目1番1号	五条二丁目6番12号	四条大路三丁目3番13-4号
平松一丁目27番46号	菅原東二丁目27番19-室番号	東紀寺町二丁目4番20-1号
平松四丁目8番51号	六条西三丁目17番32号	若葉台四丁目6番3号
平松四丁目8番50号	西大寺栄町2番13号	西登美ヶ丘一丁目13番19号
帝塚山南二丁目2番7号	三松二丁目6番10-2号	中登美ヶ丘五丁目20番21号
西登美ヶ丘七丁目10番13号	学園南三丁目3番12-1号	中登美ヶ丘五丁目20番19号
学園南三丁目15番31-3号	大宮町五丁目2番9-室番号	中登美ヶ丘五丁目20番18号
若葉台一丁目1番16号	東登美ヶ丘六丁目3番46号	中登美ヶ丘五丁目20番17号
西大寺宝ヶ丘8番4号	あやめ池南五丁目9番10号	中登美ヶ丘五丁目20番16号
六条西二丁目11番30号	西大寺北町四丁目6番10-4号	中登美ヶ丘五丁目19番20号
西登美ヶ丘三丁目15番11号	東登美ヶ丘五丁目19番14号	中登美ヶ丘五丁目19番19号
大森西町23番14号	六条一丁目22番28号	中登美ヶ丘五丁目19番17号
三条大宮町2番25号	西登美ヶ丘三丁目12番10号	中登美ヶ丘五丁目19番15号
西大寺竜王町一丁目2番44号	西登美ヶ丘八丁目11番18号	中登美ヶ丘五丁目19番12号
若葉台三丁目6番12号	三松二丁目6番10-3号	中登美ヶ丘五丁目19番11号
登美ヶ丘五丁目15番2-2号	東登美ヶ丘四丁目6番20号	中登美ヶ丘五丁目19番10号
五条二丁目6番16号	大安寺一丁目15番12号	中登美ヶ丘五丁目19番9号
五条二丁目6番15号	西千代ヶ丘一丁目14番1号	
五条二丁目6番14号	四条大路三丁目3番13-6号	

(令和4年12月8日揭示済)

奈良市告示第625号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年12月8日

奈良市長 仲川元庸

1 変更する住居番号

住居番号を変更した建造物の表示	
変更前	帝塚山一丁目24番11号
変更後	帝塚山一丁目24番11-2号

(令和4年12月8日揭示済)

奈良市告示第626号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年12月8日

奈良市長 仲川元庸

1 変更する住居番号

住居番号を変更した建造物の表示	
変更前	登美ヶ丘四丁目8番10号
変更後	登美ヶ丘四丁目8番15号

(令和4年12月8日揭示済)

奈良市告示第627号

奈良農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の案について意見がある市民は、令和5年1月10日までに市に意見書を提出することができる。また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和5年1月25日までに本市にこれを申し出ることができる。

令和4年12月9日

奈良市長 仲川元庸

1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間
令和4年12月9日から令和5年1月10日まで

2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市 観光経済部 農政課

(令和4年12月9日揭示済)

奈良市告示第628号

令和4年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書を送付しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、別紙のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部福祉医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年12月9日

奈良市長 仲川元庸

別紙省略

(令和4年12月9日揭示済)

奈良市告示第629号

令和4年度国民健康保険料決定通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

令和4年12月9日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	令和4年6月15日		
2 この公示送達により変更する納期	変更前	第1期分 令和4年6月30日	第6期分 令和4年11月30日
		第2期分 令和4年8月1日	第7期分 令和4年12月28日
第3期分 令和4年8月31日		第8期分 令和5年1月31日	
第4期分 令和4年9月30日		第9期分 令和5年2月28日	
第5期分 令和4年10月31日		第10期分 令和5年3月31日	
第1期分 令和4年12月28日		第6期分 令和4年12月28日	

	変更後	第2期分 令和4年12月28日	第7期分 令和4年12月28日
		第3期分 令和4年12月28日	第8期分 令和5年1月31日
		第4期分 令和4年12月28日	第9期分 令和5年2月28日
		第5期分 令和4年12月28日	第10期分 令和5年3月31日
3 送達を受けるべき者	別紙公示送達名簿に記載		

別紙省略

(令和4年12月9日揭示済)

奈良市告示第632号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年12月12日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
中島歯科	奈良県奈良市千代ヶ丘一丁目3-1	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	令和4年 12月1日
中島 正裕	奈良県奈良市千代ヶ丘一丁目3-1		

(令和4年12月12日揭示済)

奈良市告示第633号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年12月12日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
岡田 勇紀	奈良県奈良市京終地方東側町18番地	柔道整復	令和4年 5月1日
かどわき接骨院			
牧野 高之	奈良県奈良市京終地方東側町18番地	柔道整復	令和4年 5月1日
かどわき接骨院			
牧野 高之	奈良県奈良市京終地方東側町18番地	はり・きゅう	令和4年 5月1日
かどわき接骨院			

(令和4年12月12日揭示済)

奈良市告示第634号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3

の規定により告示する。

令和4年12月12日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
横山 和八	奈良県奈良市恋の窪三丁目8番 1-2号	柔道整復	令和4年 10月1日
日向整骨院			

(令和4年12月12日揭示済)

奈良市告示第635号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年12月12日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
令和4年12月6日
- 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和4年12月12日揭示済)

奈良市告示第636号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により指定医療機関から事業を辞退した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月12日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
ひさかわ歯科医院	奈良県奈良市学園南三丁目9-7	令和4年 12月31日

(令和4年12月12日揭示済)

奈良市告示第637号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年12月12日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
なら家庭医療クリニック	奈良県奈良市紀寺町416番地1	令和4年 12月1日
奈良みあとクリニック	奈良県奈良市大安寺町514-1-C3	令和4年 12月1日
医療法人社団 日翔会 せんとクリニック	奈良県奈良市鶴舞東町1番36号 チャームスイート奈良学園前B1階	令和4年 12月1日

(令和4年12月12日揭示済)

奈良市告示第638号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和4年12月14日

奈良市長 仲川元庸

(令和4年12月14日揭示済)

奈良市告示第639号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和4年12月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）
- 3 処分年月日
令和4年12月15日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
令和4年5月9日、同月16日及び同月19日

(令和4年12月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第56号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和4年12月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和4年12月15日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
東九条町354-1の一部他	①	分流	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
あやめ池南一丁目1106-19	②	分流	
平松四丁目354-5他	③	分流	
神殿町94-10	④	分流	
南京終町778-3の一部	⑤	分流	
東九条町580	⑥	分流	
大安寺一丁目1237-2	⑦	分流	
鹿野園町67の一部	⑧	分流	
宝来町978-1他	⑨	分流	

位置図省略

(令和4年12月1日揭示済)

奈良市企業局告示第57号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和4年12月12日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	届出日
恋の窪設備	松井 孝治	奈良市恋の窪三丁目5番B-105号	令和4年12月6日

(令和4年12月12日揭示済)

消 防

奈良市消防局告示第2号

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）第54条の2第1項の規定に基づく指定催しの指定をしたので、同条第3項の規定に基づき公示します。

令和4年12月7日

奈良市消防局長 東川 洋志

催しの開催場所	奈良公園周辺
催しの名称	春日若宮おん祭お渡り式
催しの開催期間	令和4年12月17日

(令和4年12月7日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第18号

令和4年12月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和4年12月14日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和4年12月20日(火) 午前10時から

2 場所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

(1) 令和5年奈良市二十歳を祝う会について

議事

議案第32号 奈良市朱雀大路跡整備事業基金条例の廃止について

議案第33号 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報について

その他報告事項

(1) 奈良市立小学校におけるいじめ事象について

(2) 「生活調べ」アンケートの結果について

協議事項

(1) 「(仮称) HOP あやめ池」における支援の在り方について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和4年12月14日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第30号

令和4年12月1日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

令和4年12月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

50分の1の数 6,005人

6分の1の数 50,038人

3分の1の数 100,075人

(令和4年12月1日揭示済)